令和８年度版

ペストコントロール技能師
更新案内

～有害生物防除のベーシック資格：ペストコントロール技能師～

2027 年 3 月 31 日　認証期限の方へ

技能師の更新は、令和 ６ 年度より動画視聴による自己学習となりました

本紙は、**ペストコントロール技能師更新時教育**　のご案内および、
技能師制度に関するQ&Aをまとめたものです。
お申し込み･お問い合わせなどの前にご一読ください。

日本標準産業分類に**『ペストコントロール業』**が新設されました!

※令和６年（2024 年）４月より施行

お問い合わせ・申し込み先

公益社団法人日本ペストコントロール協会

〒101-0045　東京都千代田区神田鍛冶町 3-3-4　サンクス神田駅前ビル 3F
TEL：03-5207-6321
FAX：03-5207-6323
E-mail：jpca@pestcontrol.or.jp
URL：https://www.pestcontrol.or.jp

令和８年度ペストコントロール技能師　更新案内

【表記について】
技能師 ＝ ペストコントロール技能師
1級技術者 ＝ ペストコントロール1級技術者

(1) 対象者：　本年度末（2027 年 3 月 31 日）で有効期限が切れる方

(2) 締切日：　①申込の締切日：　**令和 8 年 11 月 20 日(金) 必着**
②動画視聴&確認提出の締切日：**令和 8 年 12 月 4 日(金) 必着**

(3) 費　用：　**会 員：7,700 円**（税込）
会員外：13,200 円（税込）
（更新手数料･技能師証発行手数料を含む）
※同封の請求書（兼インボイス）に記載しております口座にお振込ください。

(4) 申　込：　下記、WEB 申込フォームよりお申込みください
【送付方法】
下記URL又はQRコードよりお申込ください
申込 QR コード
（短縮 URL）https://x.gd/ysNlz

＊下記（①及び②）は申込フォームよりアップロードしてください。
①技能師証の写し（表面）データ（jpg 形式又は pdf 形式）
②写真データ
・脱帽正面向き、背景なし、申請前 3 ヶ月以内撮影
・写真ファイル名は氏名としてください（例：「（氏名）」.jpg）」
・写真のデータは jpg 形式で 500KB 以内としてください

(5) その他：　①入金確認と申請をもって正式な受付と致します。
②当協会の責による場合を除き、各手数料の払込み後の返金は致しません。
③当協会ホームページにて規程やQ&A（よくある質問と回答）を掲載しております。ご不明な点がございましたらQ&A等をご参照いただき、その上で解決しない場合は当協会までお問い合わせ願います。

●申請から技能師更新完了までのフローと提出期日

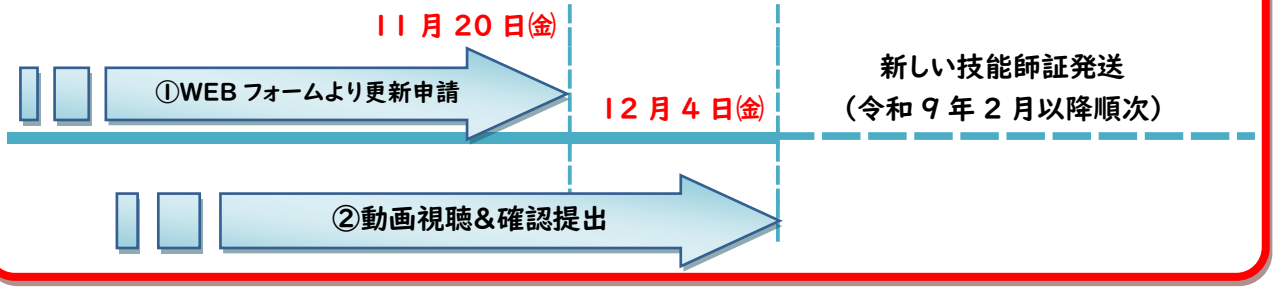

ペストコントロール技能師更新手続きチェックフロー

技能師資格の他に **Ⅰ級技術者** 資格も持っていますか？

YES

令和８年度の **Ⅰ級技術者** 更新時講習を受講予定ですか？
(認証期限：2027 年３月 31 日の方)

NO

技能師 の認証期限は 2027 年３月 31 日ですか？

YES

【通常更新対象者】
Ⅰページでご案内の通り、令和８年 12 月４日（金）までに通常更新申請を行ってください。

NO

<今年度の更新は 不要です>
次年度以降に更新をしてください。

（ただし、認証期限が2026 年以前の方は事務局までご連絡ください。）

YES

【優遇更新対象者】（この案内による更新は不要です）
Ⅰ級技術者 更新時講習修了後に渡される専用申込書により **技能師** の優遇更新申請をしてください。
（申請期限：令和９年２月 26 日（金））
⇒更新申請手数料¥3,300（税込）
注：現在お手元にある **技能師** の認証期限に関わらず、**Ⅰ級技術者** と同じ認証期限となります。
＊次ページ**【更新の流れ②】**参照。

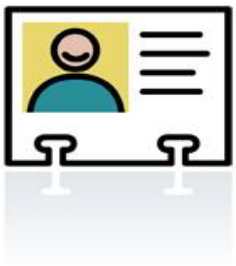

※）優遇措置の概要

ペストコントロール技能師資格認証規定により、「ペストコントロール技能師」と、「ペストコントロールⅠ級技術者」の両方の資格を持つ者は、ペストコントロールⅠ級技術者更新時講習の受講をもって、ペストコントロール技能師更新教育を履修したものとみなすことができる優遇制度があります。費用の軽減に加え、両資格共に更新されるために、今後は両資格共に同一の有効期限となります。

つきましては、両方の資格をお持ちの方は、この優遇制度を利用して『ペストコントロール技能師資格』の更新を推奨致します。

（優遇更新を適用以後の更新案内はペストコントロールⅠ級技術者更新案内のみお送りします）

【更新の流れ①】　通常の技能師資格更新

【JPCA】

＜更新対象者に更新案内を送付＞

[送付内容]

✧更新案内(本紙)

【更新対象者】

＜更新案内に基づき、更新申請＞

下記、①~③をJPCAに送信し、
④手数料をお振り込みください

申請書類一式：①更新申請者情報
②技能師証の写し（表面）データ
③写真データ
④手数料（会　員：¥7,700（税込））
（会員外：¥13,200（税込））

※WEBフォームより申請後、Myページが発行されます。

【JPCA】

＜申請の受付け＞
申請内容等を確認の後、更新教育用動画の視聴パスワードを指定のメールアドレス宛に送信します

[メール送信内容]

✧更新教育用動画の視聴パスワード等

【更新対象者】

＜動画視聴＆視聴確認の提出＞

更新教育用動画を視聴のうえ、
Myページから視聴確認を提出してください

【JPCA】

視聴確認を受領後、
新しい技能師証等をお送りします

[送付内容]

✧更新技能師証

（令和9年2月以降）

【更新対象者】

＜更新後の技能師証が届き、更新完了＞

記載内容をご確認ください

【更新の流れ②】ペストコントロールⅠ級技術者　資格所有者限定
優遇措置適用による技能師更新

＜対象者＞

①技能師認証 および、
②ペストコントロールⅠ級技術者資格
両資格を取得している者

【更新対象者】

＜「ペストコントロール技術者Ⅰ級更新時講習」の受講＞

上記更新時講習（別途、申請・受講料要）をご受講ください
講習会修了後に、**技能師優遇更新の案内と専用申請書**をお送りしますので後日申請ください

【更新対象者】

＜更新案内に基づき、**技能師**更新申請＞

下記、①、②をJPCAに送付し、③手数料をお振り込みください

申請書類一式：①技能師更新申請書（優遇更新専用）
②技能師証の写し（表面）
③手数料（¥3,300（税込））

【JPCA】

＜申請書類受付け＞

申請書類等を確認の後、技能師証等をお送りします

※技能師証の有効期限は、Ⅰ級技術者期限と同一となります

【更新対象者】

＜更新後の技能師証が届き、更新完了＞

記載内容をご確認ください

ペストコントロール技能師資格認証制度に関するQ&A

ペストコントロール技能師（以下「技能師」という。）資格認証制度について、よく寄せられるご質問および回答を記載しました。

Q1:ペストコントロール 1 級技術者は、この技能師制度で優遇措置はありますか？新たに受講しなくてはなりませんか？

技能師資格取得時には、受講の免除等の優遇制度はありません。

ペストコントロール 1 級技術者（以下「1 級技術者」という。）は当協会が誇るべきハイレベルな技術者養成のための認証制度で、色々な分野で世間の評価も高まりつつあります。ご存知のように（一財）日本環境衛生センターの通信教育にもとづく「養成」の結果、資格認証委員会により決定授与されるもので、協会内の技術保持のためこれからも続けていかなくてはならない重要な制度です。1 級技術者の方が、技能師資格取得を希望される場合には新たに受講する必要があります。

ただし、1 級技術者は更新時講習の受講により、技能師更新教育が免除されるという優遇措置があります。（更新については Q6 以降をご参照ください。）

Q2:1級技術者が技能師を取得した場合、両方の更新講習を受講するのですか？

1級技術者は、優遇措置を適用した場合、3年に一度の1級技術者更新時講習の受講をすることにより技能師更新教育を修了したとみなされるため、技能師更新教育は不要となります（技能師更新教育手数料は不要ですが、技能師更新申請手数料は別途必要です）。

優遇措置を適用すると、1級技術者認証期限と同じになるため、初回は技能師認証期間が、3 年よりも短くなる場合がありますがご了承ください。その後は、3 年に 1 度ずつ更新をしていただきます。

Q3:ペストコントロール 2 級や 3 級技術者には優遇措置はありますか？

ありません。

2 級および 3 級技術者は、追加で単位を取得して 1 級技術者に昇級することで、優遇措置を受けることができます。

Q4:他の人への名義の変更は出来ますか？

講習を受講し考査に合格した方個人に対する認証であるため、他の方への名義の変更は出来ません（結婚等によるご本人の名義変更は可能です）。

Q5:一度習得すれば何年有効ですか？

技能師証が交付された日より有効であり、期限は次の年度当初日（4 月 1 日）から換算して 3 年間です。有効期限内に更新が必要になります。

例：2027 年 1 月交付の場合の期限は 2030年 3 月 31 日まで。

Q6:更新の案内は届きますか？

更新対象年度には、更新案内を送付します。

なお、当協会の機関誌やホームページでも、更新教育の情報を掲載します。

Q7:更新はどうしたらできますか?

更新案内を当該年度の更新対象者にお送りします。所定のデータ、手数料を添えて当協会に申請ください。申請受理後、更新教育用動画のURLをお送りしますので、視聴および視聴確認の提出をいただきます。諸手続き完了後、新しい技能師証を送付します※1。

なお、1級技術者※2の方は、「ペストコントロール1級技術者更新時講習」の受講をもって、技能師更新教育を履修したとみなすことができる優遇措置があります。通常の更新にくらべ手間や費用の軽減となるうえ、両資格が同時更新となるため同一の有効期限となります。両方の資格をお持ちの方は、この優遇制度を利用した更新を推奨しております。

技能師更新年度に1級更新時講習を受講予定の方は、更新時講習修了後、所定の申請書等と手数料を添えて当協会に送付してください。また、初回は技能師有効期限(3 年間)が短くなる場合がありますがご了承ください。

※1:当協会会員事業所に所属されている方へは会員事業所宛に送付致します。

※2:ペストコントロール1級技術者の更新は、別途手数料が必要です。

Q8:有効期限年度前に技能師更新教育受講は可能ですか?
その場合、期限はどうなりますか?

有効期限年度前に更新教育の受講は可能です。

ただし、更新を行う時点の有効期限の残期間にかかわらず、次の年度当初日から換算して3年が新しい有効期限となります。

Q9:更新を忘れた場合どうなりますか?

有効期限が切れた場合は、**資格停止**となりますので、有効期限には十分留意してください。

なお、一旦資格停止となった方が再度認証を希望する場合、最新の更新教育用の動画で勉強を行っていただき、申請書等と再認証手数料を添えて当協会に送付していただければ更新可能です。

その場合の有効期限の起算日は、再認証として技能師証が交付された日から、初めて迎える4月1日となります。

Q10:技能師証をなくした場合はどうなりますか?

様式第4号を使用し再交付申請をしてください。

Q11.更新をしたくない場合はどうすればよいですか?

更新を希望しない方は、下記事務局までご一報ください。

その場合でも、現在の有効期限まで技能師資格は有効です。

上記Q&A以外にご不明な点等がございましたら、下記事務局までご連絡願います。

更新申請先、及び、各種お問合せ先

公益社団法人 日本ペストコントロール協会 事務局
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-4 サンクス神田駅前ビル3階
TEL:03-5207-6321 FAX:03-5207-6323